

日立市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日立市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出

日立市長 小川 春 樹

---

(提案説明)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準を定める等のため、本条例を制定するものであります。

## 日立市火災予防条例の一部を改正する条例

日立市火災予防条例（昭和48年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、

薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

## 参 考

### 改 正 要 旨

1 火を使用する設備のうち、従来のサウナ設備の名称を一般サウナ設備に改めることとした。

2 火を使用する設備に、新たに簡易サウナ設備を加え、その位置、構造及び管理に関する基準を次のとおり定めることとした。

#### ※ 簡易サウナ設備

テント又はバレル（木樽）を活用したサウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするもの

- (1) 簡易サウナ設備と可燃物等との間に、火災予防上安全な距離を確保すること。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。（薪を熱源とするものは、消火器を設置することで当該装置の設置を不要とする。）
- (3) 住宅における火災の予防を推進するため、市が普及の促進に努める機器等に、感震ブレーカーを加えることとした。

#### ※ 感震ブレーカー

地震時に通電を遮断する機能を有する機器